

乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る 計画段階環境配慮書について

～8月25日開催の専門委員会における確認事項回答～



乙訓環境衛生組合

● 説明が求められている事項について

【全般について】一連の関連する事業の中での本事業の位置付け等を整理すること

実施項目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
施設整備基本計画策定	■									
PFI等導入可能性調査	■									
地歴調査	■									
測量調査	■									
ごみ処理施設環境影響評価		■	■	■	■	■	■	■	■	
ごみ処理施設解体工事積算書等策定		■								
現し尿処理施設等解体工事 敷地整備					■					
新ごみ処理施設 設計・建設工事					■	■	■	■		
試運転・供用開始									■	■
現焼却施設の解体工事 敷地整備									■	■

一連の関連する事業をすべて示します。このうち、環境影響評価の対象となる事業は赤線で囲った部分となります。
※現し尿処理施設等解体工事、敷地整備は別事業での実施です。

【全般について】環境影響評価における現施設の解体工事の取扱いについて整理すること

【全般について】解体工事に関する環境影響要因の抽出

現ごみ処理施設の解体工事の実施に係る環境影響要因は以下が考えられるところから、方法書以降において十分に検討し、必要な措置を講じることとします。

なお、新ごみ処理施設の建設に関する位置、規模、構造、配置について、現ごみ処理施設の解体工事による影響はありません。

環境影響要因	想定される影響
解体工事の実施	解体工事等による一時的な影響
	建設機械等の稼働
	搬出入車両の走行
	雨水排水
土地又は工作物の存在及び供用	地形改变後の土地及び工作物の存在(施設が無くなる)

【全般について】第1回専門委員会において説明を省略した環境要素について必要に応じ説明すること

次ページに第1回専門委員会にて省略した説明資料を示します。

配慮事項に選定しなかった項目については、配慮書段階で「重大な影響があるか」どうかで判断しており、必ずしも「影響が小さい」と判断しているわけではありません。

今後の方針書以降の手続きにおいて、配慮事項に選定しなかった項目についても検討します。

【全般について】 計画段階配慮事項に選定しなかった項目

■施設の稼働による大気質

- 以下の物質は煙突排ガスにはほとんど含まれていないことから計画段階配慮事項には選定しない

- 一酸化炭素
- ベンゼン
- トリクロロエチレン
- テトラクロロエチレン
- ジクロロメタン

- 光化学オキシダントは窒素酸化物が光化学反応を起こして二次的に生成される物質であり煙突から直接排出される物質ではないことから計画段階配慮事項には選定しない

【全般について】 計画段階配慮事項に選定しなかつた項目

■施設の稼働による騒音・振動

- 騒音・振動を発生する機械等は屋内設置が基本であることや、吸音材や防振基礎等を使用して環境保全対策を講じる計画であることから、計画段階配慮事項には選定しない

【全般について】 計画段階配慮事項に選定しなかった項目

■廃棄物運搬車両の走行による大気質、騒音・振動

- 現ごみ処理施設の走行ルートから変更はない
- 廃棄物運搬車両の台数は変わらない、もしくは減少する見込みである
- 以上より廃棄物運搬車両の走行による重大な影響はないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない

【全般について】 計画段階配慮事項に選定しなかった項目

■工事の実施による悪臭

- 工事の実施により悪臭が発生する要因はないため選定しない

■施設の稼働による悪臭

- ごみピットからの悪臭は負圧管理にて悪臭漏洩対策を施す
- ピット汚水や臭気は高温で燃焼する
- 煙突からは排ガス処理装置等による処理で悪臭の発生は少ない
- 以上より、重大な影響ないと考えられることから計画段階配慮事項には選定しない

【全般について】 計画段階配慮事項に選定しなかった項目

■工事の実施による水質・底質・地下水

- 工事の実施により一時的に裸地が出現するが、工事中は沈砂池等による濁水対策をすることから水質汚濁は計画段階配慮事項には選定しない
- 底質、地下水水質、地下水水位に影響を及ぼす要因は生じないため計画段階配慮事項には選定しない

■施設の稼働による水質・底質・地下水

- プラント排水は排水処理施設を設置し適切に処理し、循環利用を図ることを基本とするが、生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ排水基準を遵守したうえで公共用水域又は下水道へ放流するため、重大な影響がないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない
- プラント用水及び地下水を利用する計画であるが、大山崎町地下水採取の適正化に関する条例に基づき適切に取水することや、現ごみ処理施設における取水量と変化がないことから地下水水位への重大な影響はないと考えられるため、計画段階配慮事項には選定しない

【全般について】 計画段階配慮事項に選定しなかった項目

■工事の実施による地形・地質

- 本事業実施想定区域には重要な地形・地質及び自然現象は存在しないことから計画段階配慮事項には選定しない

■施設の稼働による地形・地質

- 施設建設後に地質・地形に影響を及ぼす要因はないため計画段階配慮事項には選定しない

【全般について】計画段階配慮事項に選定しなかつた項目

■工事の実施による地盤沈下

- 工事の実施により地盤沈下が生じる要因はないため
計画段階配慮事項には選定しない

■施設の稼働による地盤沈下

- プラント用水及び地下水を利用する計画であるが、大山崎町地下水採取の適正化に関する条例に基づき適切に取水する計画である
- 現ごみ処理施設における取水量と変化がないことから地盤沈下の重大な影響はないと考えられるため、計画段階配慮事項には選定しない

【全般について】 計画段階配慮事項に選定しなかつた項目

■工事の実施による土壤汚染

- 工事の実施により土壤汚染を生じる原因となる物質の使用、排出はない
- 造成や掘削による土砂の搬出入に際しては事前調査や検査により土壤汚染が生じない計画としていることから計画段階配慮事項には選定しない

■施設の稼働による土壤汚染

- 排ガスからの水銀、ダイオキシン類等の土壤への降下、沈着が考えられるが、排ガス濃度は法規制値よりさらに低い基準値※を設ける計画としており重大な影響はないと考えられるため、計画段階配慮事項には選定しない

※ただし、水銀の自主基準値については法規制値と同等とする

【全般について】 計画段階配慮事項に選定しなかった項目

■工事の実施による日照阻害、電波障害、気象

- 工事の実施により日照阻害、電波障害、気象の変化を生じる要因は発生しないため計画段階配慮事項には選定しない

■施設の稼働による日照阻害、電波障害、気象

- 周辺は工場地帯であることや農地がないこと、最寄り民家は300m程度離れていることから重大な日照阻害は生じないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない
- 最寄り民家は300m程度離れていることから重大な電波障害は生じないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない
- 局地的な気象に影響を与える高層建築物や地形の改変はないため計画段階配慮事項には選定しない

【全般について】計画段階配慮事項に選定しなかった項目

■工事の実施による動物・植物・生態系

- 現し尿処理施設跡地に建設するため、新たに大きな造成工事や緑地の改変等は行わないことから、重大な影響ないと考えられるため、計画段階配慮事項には選定しない

■施設の稼働による動物・植物・生態系

- 排ガスの有害物質濃度は規制値よりさらに低い基準値※の自主基準値を設ける計画であり、動物、植物、生態系への影響は十分に低いと考えられるため、計画段階配慮事項には選定しない

※ただし、水銀の自主基準値については法規制値と同等とする

【全般について】計画段階配慮事項に選定しなかつた項目

■工事の実施による景観

- 主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観に重大な影響を及ぼす工事中の要因はないため計画段階配慮事項には選定しない

■施設の稼働による人と自然のふれあいの活動の場

- 工作物の存在や車両の走行により人と自然のふれあいの活動の場に重大な影響を及ぼす要因はないため計画段階配慮事項には選定しない

【全般について】 計画段階配慮事項に選定しなかつた項目

■工事の実施による廃棄物

- 工事の実施によって建設廃棄物や発生土等の廃棄物が発生するが、関係法令に基づき適正処理・処分を行うことから、重大な影響が生じることはないため計画段階配慮事項には選定しない

■施設の稼働による廃棄物

- 施設の供用開始に伴い発生する焼却灰や残渣等は関係法令に基づき適正処理・処分を行い環境への重大な影響はないことから計画段階配慮事項には選定しない

【全般について】計画段階配慮事項に選定しなかつた項目

■工事の実施による温室効果ガス

- 工事の実施によって車両の運行や機械の稼働によるCO₂等の排出があるが、大気中の濃度を著しく上昇させるものではなく影響は軽微であることから計画段階配慮事項には選定しない

■施設の稼働による温室効果ガス

- 施設の供用開始に伴い温室効果ガスが発生するが、著しい影響はないことや煙突高さや位置の複数案によって影響の程度が変わるものではないことから計画段階配慮事項には選定しない

【全般について】 計画段階配慮事項に選定しなかつた項目

■工事の実施による歴史的文化的景観、文化財等

- 本事業実施想定区域は長岡京跡の範囲に含まれるが、本組合のし尿処理施設がすでに存在しており、建設時には埋蔵文化財は確認されていないことから、本事業実施想定区域には埋蔵文化財は存在しないと考えられる
- 周辺には長岡京跡以外の埋蔵文化財は確認されていない
- 以上より、文化財、埋蔵文化財包蔵地はないことから計画段階配慮事項には選定しない

■施設の稼働による歴史的文化的景観、文化財等

- 施設の供用開始や工作物の存在が文化財、埋蔵文化財包蔵地に重大な影響を及ぼすことはないことから計画段階配慮事項には選定しない

【全般について】第1回専門委員会において説明を省略した環境要素について必要に応じ説明すること
●埋蔵文化財について



事業実施想定区域は長岡京跡に含まれていますが、し尿処理施設が現在稼働しており、し尿処理施設建設時(地下1階)及び現ごみ処理施設建設時にごみピット深度まで掘削した際には文化財は確認されませんでした。また、昭和58年の旧ごみ処理施設建設時に大山崎町の立会調査を実施しており、その際にも文化財は確認されていません(※)。

以上より、計画段階配慮事項には選定しませんでしたが、埋蔵文化財が包蔵されている可能性は否定できないため、方法書以降の手続きにおいて検討することとし、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を実施し、必要に応じ教育委員会、学識経験者等の指導・助言を受けて調査を進めることとします。

※参考資料:大山崎町の歴史と文化(1984年11月3日発行、大山崎町教育委員会)

【埋蔵文化財について】既存施設の建設時における掘削規模を上回るのであれば、調査は必要なのではないか

旧ごみ処理施設建設時(昭和58年)に、10数mまで掘り下げた際の大山崎町による立会調査結果(※参考資料)では、遺物の出土は全くなく、湿地の堆積層であったことが確認されています。

現時点ではランプウェイの有無や貯留容量が未定であるため掘削深度は決まっていませんが、新ごみ処理施設の掘削深度は現し尿処理施設の地下1階の深度より深くなる可能性が高く、新たに掘削する場所に埋蔵文化財が包蔵されている可能性は否定できませんので、埋蔵文化財に対する影響を回避、低減に努める必要があります。

以上のことから、21ページの回答にも示しているとおり、方法書以降の手続きにおいて検討することとし、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を実施し、必要に応じ教育委員会、学識経験者等の指導・助言を受けて調査を進めることとします。

※参考資料:大山崎町の歴史と文化(1984年11月3日発行、大山崎町教育委員会)

【大気質について】現焼却施設の建設時に実施した風向・風速の調査結果(1週間)を提示すること

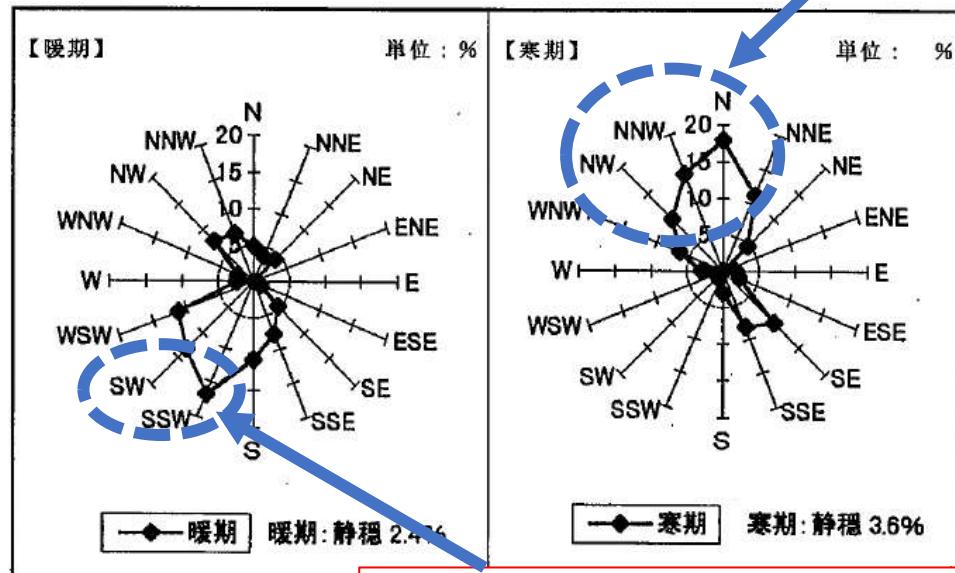
(イ) 調査期間

平成10年測定結果(組合敷地内)

a. 土上気象及び大気汚染質

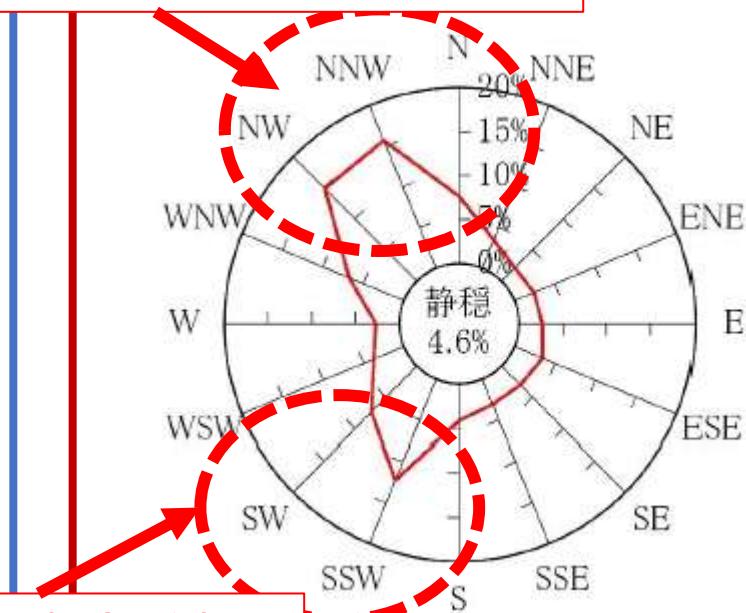
暖期：平成10年8月9日(日)～8月15日(土)の7日間

寒期：平成10年12月1日(火)～12月7日(月)の7日間



乙訓消防本部の令和5年測定結果

冬場は北から北西が占める割合が高い



夏場は南西から南南西が占める割合が高い

風向について：

平成10年の過去の調査では、暖期、寒期に7日間の調査のみを実施しています。

左に当時の調査結果の風向別出現率を、右に乙訓消防本部の令和5年の年間測定結果を示します。

いずれも夏場は南西から南南西、冬場は北から北西の風向が卓越しています。

【大気質について】過去の現焼却施設建設時の調査(1週間)での風向風速の観測結果を提示すること

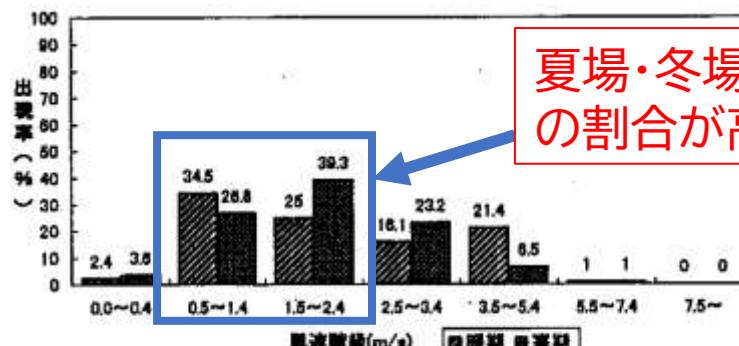
平成10年測定結果(組合敷地内)

(イ) 調査期間

a. 地上気象及び大気汚染質

暖期：平成10年8月9日(日)～8月15日(土)の7日間

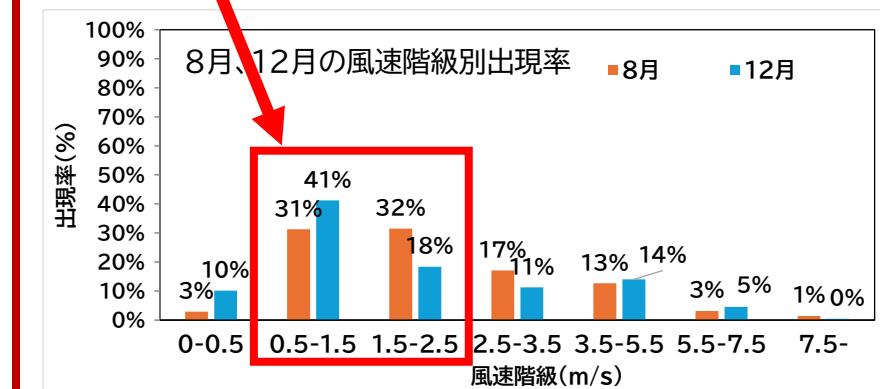
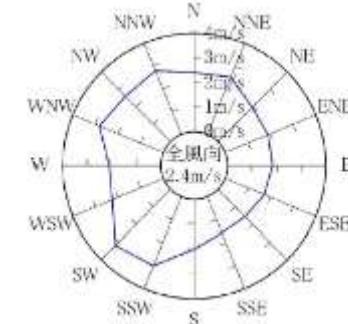
寒期：平成10年12月1日(火)～12月7日(月)の7日間



夏場・冬場ともに風速0.5～2.5m/sの割合が高い

乙訓消防本部の令和5年測定結果

年間の風向別平均風速



風速について：

左に当時の調査結果の風速別出現率を、右に乙訓消防本部の令和5年の年間測定結果と、令和5年8月・12月の出現率のグラフを示します。

いずれのデータも、夏・冬ともに風速が0.5～2.5m/sの階級が多く、7.5m/s以上は平成10年は0%、令和5年は1%の出現率と少なくなっています。

●各項目に対するご意見について

【大気質について】1年間程度の継続した風向・風速の観測を行った方がよいのではないか

方法書において調査内容は示しますが、現時点では令和8年度に事業実施想定区域において

- 1年間の気象測定
(風向・風速、気温、湿度、日射量、放射収支量)
- 4季1週間の上層気象測定
を実施する予定です。

【大気質について】塩化水素等の短期平均濃度予測を行った方がよいのではないか

現段階では現地での詳細な気象条件や建設する建屋高さ等の短期予測に必要な諸元が未定のため、長期平均予測のみを実施しています。また、塩化水素については長期の評価指標がないため長期平均予測は実施していません。

方法書において示す予定ですが、短期濃度予測は塩化水素、その他の物質についても実施する予定です。

【大気質について】PM2.5の評価を行った方がよいのではないか

PM2.5については、発生源が1次生成粒子と2次生成粒子に分けられます。

1次生成粒子は焼却によって発生するとされていますが、近年の焼却施設の排ガス処理における除去率がかなり高く(99.995%)、煙突から排出される量は環境基準を大きく下回るとされています。2次生成粒子は硫黄酸化物、窒素酸化物等のガス状物質が大気中で化学反応により生成されるもので、焼却施設からのPM2.5、硫黄酸化物、窒素酸化物の排ガス濃度が低い場合でも、周辺環境によって大気中のPM2.5の濃度が高くなる場合があります。

以上より計画段階配慮事項には選定していませんが、本環境影響評価においては窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質については調査、評価を実施する予定であり、PM2.5の調査や評価については方法書において検討するものとします。

【地球温暖化について】温室効果ガスについては、メタンの影響も検討した方がよいのではないか

焼却の過程で発生するメタンは、不完全燃焼の場合に発生すると考えられます。ごみ焼却施設ではダイオキシン類の生成を防ぐため温度800°C以上、燃焼滞留時間2秒以上という条件があり、メタンの発生も防げます。

メタンは計画段階配慮事項には選定していませんが、本環境影響評価においてはメタンを含めた温室効果ガスについて方法書において検討する予定です。

【騒音振動について】自動車の走行による住宅への影響を検討した方がよいのではないか

配慮書においては重大な影響ではないとして計画段階配慮事項には選定していませんが、工事車両を含め、車両走行による周辺住宅への影響はあると考えています。

現施設の建設時と比較して新しい住宅が近隣に増えていることや周辺に住宅があることを考慮して、調査・評価をする計画です。方法書において、調査の詳細を示す予定です。

【騒音振動について】近隣における住宅の建設予定を確認した方がよいのではないか

施設稼働は8年後そのためすべての予定は確認できませんが、周辺の将来計画等も考慮して方法書において調査地点や項目を設定する予定です。

また、本組合では毎年、地元自治会への説明会を継続して実施しており、本事業においても周辺住民の意見や近隣の開発状況などを把握しながら事業を進めてまいります。

【植物について】施設に近接する植生を調査するとともに、長期的な影響の評価を行った方がよいのではないか

●施設に近接する植生について

調査内容については方法書において検討します。

植生調査についても、文献調査や既存調査の活用や現地調査を検討する予定です。

●長期的な影響の評価について

排ガスによる長期的な予測は方法書以降の手続きで実施する予定です。

植物への影響についても、植生の調査と併せて検討します。

長期的な影響については評価が難しいと思いますが、過去の操業やその他の事例等から調査を検討する予定です。

【植物について】調査に用いた文献が古く、地域に沿ったより具体的なデータを調査した方がよいのではないか

配慮書においては、計画段階関係地域を網羅したデータとして生物多様性センターによる自然環境保全基礎調査結果をまとめています。ただし、審査委員会でもご指摘があったように、これらのデータは第7回調査が平成17年度のため、具体的で地域に沿ったデータによる調査が必要と考えています。

調査内容については方法書において検討しますが、近隣の小学校や民間機関による地域に密着した調査結果等も活用し、より具体的で地域に沿ったデータでの調査や現地調査を実施したいと考えています。

【景観について】より生活に密接した見え方の評価を行った方がよいのではないか

現段階では整備内容の詳細が未決定であるため、眺望点からの見え方の評価のみですが、煙突の位置や見え方については、近隣の住宅からだけでなく、サイクリングロードや鉄道の車窓からの人目に付きやすい場所からの景観について、第1回委員会においてご指摘いただいたので、検討したいと考えています。

【景観について】夜間の景観について必要に応じて検討した方がよいのではないか

現時点では煙突高さは59mの予定ですが、煙突高さが60mを超える場合には航空障害灯により夜間の景観が変化するので、検討します。

また、建屋やその他照明の夜間の景観については未定ですが、施設整備を進める際には、景観に配慮した計画とするとともに、必要な場合は環境影響評価において検討します。

7. 立合調査8301次(7 ANTMT地区)調査概要

所在地 大山崎町字下植野小字南枚方32

調査期間 昭和58年4月4日～昭和58年4月26日

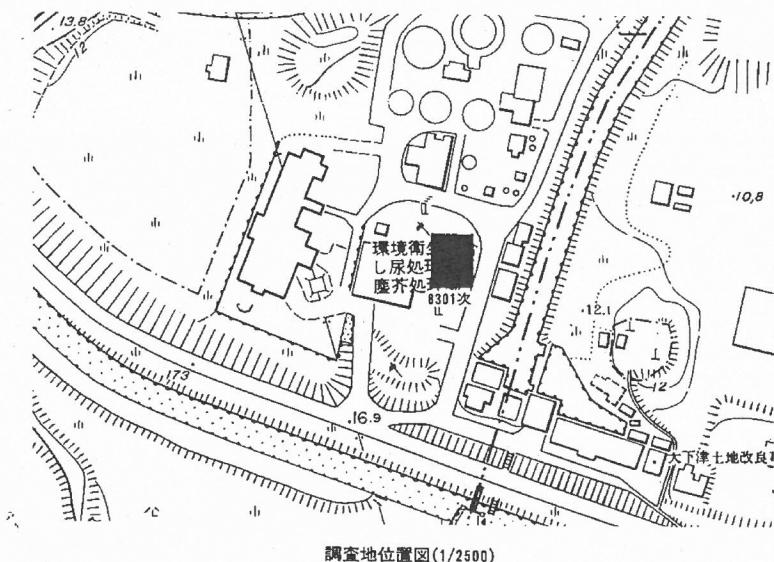
調査面積 (立合調査のため不詳)

原因者 乙訓環境衛生組合

調査概要

今回の立合調査は乙訓環境衛生組合がゴミ焼却炉を新設するに当たり実施したものである。本調査地は長岡京跡の南端に位置しているが、今日まで周辺地域での発掘調査では遺構の検出は全くされていない。しかし、長岡京の完成度合いを考える上で当地付近は非常に重要な地域であるため、工事に伴って立合調査を実施することにした。

焼却炉が据え付けられる部分に深さ10数mの大きな基礎を造るということで、重機によって掘り下げが行われた。数日間の立合調査による掘り下げが進められていく中で、断面



の土層は変化を繰り返していった。断面及び掘り出された土中からは遺物の出土は全くなく、現れた層を見る限り土色こそ異なるが、ゆっくりとした湿地の堆積の繰り返しのようで、無遺物層であることに間違いはないと考えられる。最終的に10数mまで掘り下げられたが、包含層らしきものは最後まで確認することはできなかった。

以前200m程北方の長岡京市側で実施された発掘調査でも遺構及び遺物の出土は見られず、長期間湿地であったことが確認されている。

しかし、いつ頃そのような湿地状態になったかということが、問題点として残されるのであるが、本調査地の南西方向のダイハツ工業及びヤンマーディーゼル研究所の辺りには条里地割が工場用地になるまで残されており、そのことを考慮に入れると概に当地が、古代・中世において全く使いものにならない土地であったとは言い難い。

現在、調査地のすぐ南東を流れている桂川の水流によって河川周辺の包含層が削り取られてしまい、それから後に今回確認されたような青灰色及び青緑灰色シルト土が堆積していったのではないかと考える。しかし、長岡京南部、特に羅城門の推定地付近は今日、小泉川、小畠川、そして桂川という二級河川、一級河川に接しておらず、この状況が古代においても同様であったとしたら、南京極の推定ラインを考え直す必要があろう。それとも西京極の山間部を避けて条坊を造ったごとく、南京極においても河川の影響が大きい部分を避けて条坊をひき、羅城門の場所をもっと北方に設けていたのではないかとも考える。

このように長岡京南部地域は特に調査回数が少なく、まだまだ知り得ていないことが多いので、今後もより一層の調査を重ね、南京極の状況を明確にしていく必要があろう。

